

第96回

定時株主総会 招集ご通知

目 次

第96回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	17
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告	33

電子提供制度及び議決権行使に関するご案内

当社は電子提供制度に基づくウェブサイトへの掲載に加え、**従来通り、株主総会資料を株主様にお送りしております。**

また、今回からインターネットによる議決権行使を採用いたしました。議決権行使の詳細につきましては4ページをご参照ください。

開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時

開催場所

神戸市中央区海岸通1丁目2番22号
当社4階会議室

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第96回定時株主総会を2026年6月26日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。本定時総会に上程する議案と当期の事業概況を掲載しておりますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、何卒変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役
社長執行役員 吉田 大介

TRADIA

企業使命

国際物流業務を通して
世界の産業とくらしに貢献する

経営方針

- 顧客の課題を解決することによって付加価値の高いサービスを提供する
- 経営基盤を強化し、存在感のある事業体となる
- 社員にとって働きがいのある、いきいきとした職場をつくる

行動基準

- 誇りと情熱を持って仕事に取り組む
- 時代の変化に柔軟に対応する
- 創造的に、進歩的に行動する

トレーディア株式会社

証券コード 9365
2026年6月5日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株 主 各 位

神戸市中央区海岸通1丁目2番22号

トレーディア株式会社

代表取締役 吉田大介
社長執行役員

第96回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第96回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://tradia.co.jp/ir/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記にアクセスして、「銘柄名（トレーディア）」または「証券コード（9365）」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。）

なお、当日の出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）により事前に議決権を行使することができます。 **お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区海岸通1丁目2番22号 当社4階会議室
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第96期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をした場合で同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後のインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

今後の状況により、本総会の運営に大きな変更点、その他株主総会開催上の注意事項が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

当社ウェブサイト <https://tradia.co.jp/>

株主総会資料の電子提供制度に関するご案内

- 本総会につきましては、「書面交付請求」の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお届けいたしております。
なお、今後の株主総会資料につきましては、株主様のご意見及び紙資源の節約による地球環境負荷の軽減等を総合的に勘案しながら判断してまいります。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告における業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会決議ご通知についてのご案内

- 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付は行わず、株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

中間報告書についてのご案内

- 毎年12月頃に株主の皆様へお送りしておりました「中間報告書」につきまして、地球環境等を配慮した省資源化の観点から、本年より書面での送付を取りやめ、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://tradia.co.jp/ir/>) へ掲載することとしました。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年6月26日(金曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

投票日現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1、3、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

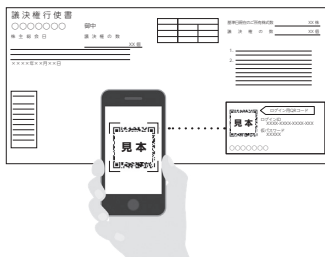
インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

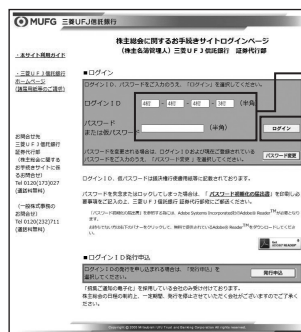
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9:00～午後9:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元が経営の最重要課題の一つであると認識しており、剰余金の処分につきましては、業績、当社グループを取り巻く経営環境などを総合的に勘案し配当等を行うこととしております。

当期の期末配当（普通配当）につきましては、当期の業績ならびに今後の経営環境等を勘案し、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 50円
総額73,304,950円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

第2号議案

取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名	当社における地位及び担当 重要な兼職の状況	取締役会 出席状況 (当期)
1	よし だ だい すけ 吉 田 大 介 再任	代表取締役 社長執行役員	12回／12回 (100%)
2	ほり き やす ゆき 堀 木 靖 之 再任	取締役 上席執行役員 海外事業本部長 兼 名古屋支店長	12回／12回 (100%)
3	は ざわ てつ ろう 羽 澤 哲 朗 再任	取締役 上席執行役員 営業統括本部長 兼 京浜支店長	12回／12回 (100%)
4	こ ばやし ひで ゆき 小 林 英 之 再任	取締役 執行役員 総務本部長	10回／10回 (100%)

- (注) 1. 上記の取締役会出席状況に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。
2. 取締役の出席状況につきましては、小林英之氏は、2025年6月27日開催の第95回定時株主總會において新たに選任されたため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

候補者番号

1

再任

よし だ だい すけ
吉 田 大 介

(1965年8月5日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年4月 当社入社
2011年4月 当社京浜支店 営業業務部長
2012年7月 当社京浜支店 営業第1部長
2017年4月 当社執行役員 京浜支店長代理
2020年6月 当社取締役 執行役員 海外戦略本部長
2021年6月 当社取締役 上席執行役員 海外戦略本部長
2023年6月 当社代表取締役 社長執行役員（現在）

所有する当社の株式

9,400株

取締役在任年数

6年

取締役会への出席状況

12回／12回（100%）

取締役候補者とした理由

吉田大介氏は、長年にわたり営業部門や海外事業部門などの運営や経営に携わり、国際物流事業及び企業経営に関して豊富な経験・実績を積み、現在は代表取締役社長執行役員として、リーダーシップを発揮し、経営全体を牽引しています。当社における豊富な経験と事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、取締役会の適切な意思決定及び監督機能強化への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

再任

ほり き やす ゆき
堀 木 靖 之 (1969年5月30日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1993年4月 当社入社
2011年4月 当社名古屋支店 国際営業第2部長
2016年10月 当社神戸支店 国際営業第2部長
2019年4月 当社京浜支店 国際営業第2部長
2020年6月 当社執行役員 海外戦略本部長代理
2023年6月 当社取締役 執行役員 海外統括本部長
2025年6月 当社取締役 上席執行役員 海外事業本部長
2026年4月 当社取締役 上席執行役員 海外事業本部長 兼 名古屋支店長（現在）

所有する当社の株式

3,500株

取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

12回/12回（100%）

取締役候補者とした理由

堀木靖之氏は、長年にわたり国際部門や営業部門などの運営に携わり、幅広い分野において豊富な経験・実績を積み、現在は海外事業本部長として海外事業全体を統括し、当社主力事業の拡大、新規事業推進の中心的役割を担っております。当社における豊富な経験と事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、取締役会の適切な意思決定及び監督機能強化への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

3

再任

は ざわ てつ ろう
羽 澤 哲 朗

(1970年5月14日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1994年4月 当社入社
2011年10月 当社本店 国内物流部長
2014年4月 当社神戸支店 営業第2部長
2017年1月 当社京浜支店 国際営業開発部長
2019年4月 当社神戸支店 国際営業第2部長
2022年4月 当社大阪支社長代理
2023年6月 当社取締役 執行役員 営業統括本部長 兼 大阪支社長
2025年6月 当社取締役 上席執行役員 営業統括本部長 兼 京浜支店長（現在）

所有する当社の株式

2,900株

取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

12回/12回（100%）

取締役候補者とした理由

羽澤哲朗氏は、長年にわたり営業部門の運営に携わり、営業分野において豊富な経験・実績を積み、現在は営業統括本部長として営業部門全体を統括し、当社主力事業の拡大、新規事業推進の中心的役割を担っております。当社における豊富な経験と事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、取締役会の適切な意思決定及び監督機能強化への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

4

再任

こ ばやし ひで ゆき
小林英之 (1967年1月18日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年 4月 当社入社
2013年 4月 当社本店 情報システム室部長
2017年 1月 当社神戸支店 総務部長 兼 情報システム室部長
2021年 4月 当社総務本部長代理
2022年 4月 当社執行役員 総務本部長代理
2023年 6月 当社執行役員 総務本部長
2025年 6月 当社取締役 執行役員 総務本部長（現在）

所有する当社の株式

3,400株

取締役在任年数

1年

取締役会への出席状況

10回／10回（100%）

取締役候補者とした理由

小林英之氏は、長年にわたり総務部門及び情報システム部門の運営に携わり、企業運営に関して豊富な経験・実績を積み、現在は総務本部長として管理部門全体を統括しております。当社における豊富な経験と事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、取締役会の適切な意思決定及び監督機能強化への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合は除く。）等を填補することとしております。保険料は特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者に実質的な保険料負担はありません。各候補者が取締役を選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役織田研二郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会のご同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

新任

社外

まる やま かつ あき
丸 山 克 明 (1961年10月9日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年4月 株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行
2008年7月 株式会社三井住友銀行 東京中央法人第一部副部長
2008年10月 株式会社みなと銀行 企画部次長
2011年4月 同行 財務部長
2014年4月 同行 執行役員 財務部長
2016年7月 同行 執行役員 企画部長
2018年4月 同行 常務執行役員 財務部担当
株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 執行役員
2019年4月 株式会社みなと銀行 常務執行役員 経営企画部 財務室担当
株式会社関西みらい銀行 常務執行役員
2021年4月 株式会社みなと銀行 常勤監査役
2024年4月 みなと保証株式会社 代表取締役社長
2025年4月 みなと保証株式会社 監査役（現在）
関西みらい保証株式会社 監査役（現在）
関西総合信用株式会社 監査役（現在）
びわこ信用保証株式会社 監査役（現在）

所有する当社の株式

—株

監査等委員である取締役在任年数

—年

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

丸山克明氏は、企業経営における豊富な経験と金融取引に関する幅広い知識を有しているところ、かかる経験及び知識は、当社監査体制の実効性強化に有益であり、独立した立場から、経験や知識に基づいた客観的な視点で当社の経営に有効な指摘、意見をいただけると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は当社の社外取締役として、金融機関での豊富な経験や知見を活かし、事業経営及び運営管理へのアドバイスや経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。

-
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 丸山克明氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 丸山克明氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合は除く。）等を填補することとしております。保険料は特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者に実質的な保険料負担はありません。丸山克明氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 丸山克明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年6月27日開催の第94回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました松山佳弘氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされており、改めて法令に定める員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

再任
社外

まつ やま よし ひろ
松 山 佳 弘

(1960年1月27日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年 6月 宇治税務署 法人税・源泉所得税部門
 2004年 7月 大阪国税局 課税第二部 法人課税課 課長補佐
 2007年 7月 北税務署 総務課長
 2008年 7月 大阪国税局 課税第一部 国税訟務官
 2009年 7月 税務大学校 総合教育部 教授（法人税担当）
 2011年 7月 中京税務署 副署長
 2012年 7月 舞鶴税務署 署長
 2013年 7月 大阪国税局 課税第一部
 統括国税実査官（電子商取引担当）
 2015年 7月 大阪国税局 調査第一部 広域情報管理課長
 2016年 7月 右京税務署 署長
 2017年 7月 大阪国税局 調査第一部 調査総括課長
 2018年 7月 大阪国税不服審判所 管理課長
 2019年 7月 富田林税務署 署長
 2020年 8月 税理士登録
 松山佳弘税理士事務所開設（現在）

所有する当社の株式

－株

監査等委員である取締役在任年数

－年

取締役会への出席状況

－

監査等委員会への出席状況

－

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松山佳弘氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は税務行政機関での豊富な経験や税理士としての財務・会計及び税務に関する幅広い見識を有しており、これらの経験や見識を活かして特に財務・ファイナンス、法務コンプライアンス・リスク管理について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、及び、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は、これまで直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけのものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松山佳弘氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 松山佳弘氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合は除く。）等を填補することとしております。保険料は特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者に実質的な保険料負担はありません。松山佳弘氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 松山佳弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案

退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって任期満了により退任いたします監査等委員である取締役織田研二郎氏に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、当社においてあらかじめ取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規定に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意思がない旨を確認しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
おだけんじろう 織田 研二郎	2024年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在）

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の通商政策に伴う一時的な減速からの回復や、インバウンド消費が過去最高を更新、10月下旬に5万円台を突破した日経平均株価も堅調に推移するなど、緩やかながらも持ち直しの動きが続きました。一方で、終わりの見えないウクライナ情勢や、2月末に米国とイスラエルによるイラン攻撃に端を発するホルムズ海峡の封鎖により、エネルギー価格のさらなる高騰やインフレ再燃が懸念されるなど、地政学的リスクが景気の下振れに直結する可能性も拭いきれておりません。

当社グループを取り巻く環境としては、輸出貨物の取扱量は、米国の通商政策による混乱等の影響から脱しきれず、前年を下回って推移しました。輸入関連では、長引く物価高により取扱量は伸び悩み、前年を下回りましたが、自社施設を活用して利益確保に努めました。国際物流網を担うコンテナ船による海上輸送においては、運賃市況が前年比で下落傾向にあるなかで、取扱量の増加に注力いたしました。

当社グループはこのような状況下におきまして、顧客ニーズに柔軟に対応した積極的な営業展開に努めてまいりましたが、総取扱量は前年同期比5.9%減少し、営業収入は前年同期比1.2%減の164億47百万円余（対前年同期1億98百万円余減）としたものの、保管料収入や、適正料金収受により、営業総利益は前年同期比4.4%増の10億81百万円余（対前年同期45百万円余増）となりました。営業損益は一般管理費の増加により、前年同期比7.0%減の2億35百万円余の利益（対前年同期17百万円余減）、経常損益は、受取利息及び配当金と持分法による投資利益が大きく増加したことにより、前年同期比22.7%増の4億88百万円余の利益（対前年同期90百万円余増）となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比35.3%増の3億62百万円余（対前年同期94百万円余増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① 輸出部門

輸出部門におきましては、持ち直しの動きが見られたものの、雑貨、機械製品の取扱いの減少により、取扱量は前年同期比で4.4%減となりました。しかしながら、コスト減少、適正料金の収受の効果により大幅に収益性が改善したことにより、輸出部門の営業収入は前年同期比0.1%増の27億25百万円余（対前年同期1百万円余増）、セグメント利益は対前年同期比3,342.9%増の56百万円余（対前年同期54百万円余増）となりました。

② 輸入部門

輸入部門におきましては、食料品は増加しましたが、雑貨の減少により取扱量は前年同期比で10.7%減となりました。取扱件数も前年同期比で伸び悩み、営業収入には貢献できず、輸入部門の営業収入は前年同期比1.7%減の50億77百万円余（対前年同期88百万円余減）となりましたが、自社施設における貨物取扱いの規模を拡張したことから収益性が改善し、セグメント損失7百万円余（前年同期はセグメント損失16百万円余）となりました。

③ 国際部門

国際部門におきましては、輸出では、前年同期に好調だった設備輸送、三国間貿易の取扱減を補うべく、取扱量の増加に注力しましたが、前年同期比で7.2%減となりました。また、北米・欧州向けをはじめとする運賃市況が下落した影響が大きく、営業収入は前年同期比20.4%減となり、収益性も低下しました。輸入では、中国及び東南アジアからの薬事関連品、衛生関連品、衣類などが堅調に推移し、また、猛暑の影響により夏物家電の取扱いの長期化などが後押しとなり、取扱量は前年同期比3.3%増加し、営業収入も前年同期比4.5%増となりましたが、同業他社との運賃競争もあり、収益性は低下しました。結果、部門全体では、営業収入は前年同期比1.6%減の84億48百万円余（対前年同期1億39百万円余減）、取扱量は前年同期比1.5%増加しましたが、収益性低下を補うことが出来ず、セグメント利益は対前年同期比46.7%減の1億7百万円余（対前年同期93百万円余減）となりました。

④ 倉庫部門

倉庫部門におきましては、営業収入は前年同様の54百万円余となりました。セグメント利益は前年同様の51百万円余となりました。

⑤ その他

船内荷役等の営業収入は前年同期比32.8%増の1億69百万円余となり、セグメント利益は前年同期比78.3%増の27百万円余となりました。

(注) ⑤その他のセグメントの営業収入には、セグメント間の内部営業収入27百万円余を含んでおりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当連結会計年度)
営 業 収 入	19,855,181	15,007,852	16,646,150	16,447,192
経 常 利 益	619,509	363,034	398,500	488,847
親会社株主に帰属する 当期純利益	518,248	326,734	267,572	362,125
1株当たり当期純利益	353円95銭	222円88銭	182円49銭	246円99銭
総 資 産	10,425,952	10,412,833	10,792,064	13,323,756
純 資 産	3,680,188	4,400,143	4,650,722	5,915,630

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	2022年度 第93期	2023年度 第94期	2024年度 第95期	2025年度 第96期 (当期)
営 業 収 入	19,855,181	15,007,852	16,646,150	16,447,192
経 常 利 益	602,324	360,943	387,496	467,301
当 期 純 利 益	503,123	325,905	261,589	344,569
1株当たり当期純利益	343円11銭	222円26銭	178円41銭	235円2銭
総 資 産	10,095,010	10,036,247	10,482,895	12,649,146
純 資 産	3,369,614	4,022,920	4,314,445	5,322,727

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 対処すべき課題

今後の日本経済は、堅調なインバウンド需要や政府による経済政策により所得の改善や景況感の上向きが期待されるものの、イラン情勢をはじめとする地政学的リスクにより、エネルギー価格や物価のさらなる高騰の懸念から、世界経済が減速する可能性もあり、混迷した状況が続くものと予測されます。当社グループを取り巻く環境としては、荷動きの鈍化、需給バランスの緩みによる海上運賃の下落、顧客の物流コスト削減意識の強まり等の影響で、業者間の価格競争がより一層激化し、事業環境の厳しさは増すものと思われます。従いまして、2026年4月以降の経済情勢はまだまだ予断を許さない状況で推移するものと考えております。

このような状況下、景気の動向や経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、継続的に安定した収益を確保できる基盤を確立するため、海外拠点の充実強化によるサービスの提供と営業収入の拡大に努めます。また、基幹港湾物流施設への投資による機能強化と再編により、経営資源の再構築を行い、高付加価値貨物取り込みによる安定的な収益源確保と品質向上を推進し、輸出、輸入部門の利益率の改善を図るべく取り組みを進めております。また、港湾関連情報ネットワークとの連携や子会社を活用したDXによる合理化を進めると共に、成長のための人的資本経営を推進し、顧客からのより一層の信頼を得る海貨系国際物流事業者として、企業価値の向上を目指してまいります。

今後とも業績向上に全力で取り組み、株主の皆様のご期待に沿うことができますよう努めてまいりますので、格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
大日物流(株)	35百万円	100.0%	受託システム開発及び支援

(7) 主要な事業内容

港湾運送事業、国際輸送事業、兼業事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所

① 当社の主要な営業所

本店	兵庫県神戸市中央区
神戸支店	兵庫県神戸市中央区
大阪支社	大阪府大阪市北区
名古屋支店	愛知県名古屋市港区
京浜支店	東京都港区

② 子会社の営業所

大日物流(株)	東京都港区
---------	-------

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
308名	10名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
308名	9名減	43.4歳	19.1年

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みなと銀行	1,778
株式会社三菱UFJ銀行	1,287
株式会社三井住友銀行	943
株式会社中国銀行	340
株式会社商工組合中央金庫	245

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 5,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,470,000株
 (3) 株主数 1,157名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
トランコム株式会社	1,422百株	9.7%
トレーディア株式会社社員持株会	1,033	7.1
大豊運輸倉庫株式会社	700	4.8
丸正株式会社	700	4.8
日本郵船株式会社	687	4.7
三菱UFJ信託銀行株式会社	667	4.5
日本製麻株式会社	569	3.9
垂水邦明	311	2.1
株式会社シンワ・アクティブ	250	1.7
顯川欽和	219	1.5

- (注) 1. 持株数は百株未満を切り捨てて表示しています。
 2. 持株比率については、自己株式数 (3,901株) を控除して算出し小数第2位を四捨五入して表示しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	吉 田 大 介	社長執行役員
取 締 役	堀 木 靖 之	上席執行役員 海外事業本部長
取 締 役	羽 澤 哲 朗	上席執行役員 営業統括本部長 兼 京浜支店長
取 締 役	小 林 英 之	執行役員 総務本部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 弥 和 美	中弥和美税理士事務所 所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	織 田 研 二 郎	みなとキャピタル株式会社 監査役 みなとリース株式会社 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	石 塚 一 夫	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）中弥和美氏、織田研二郎氏及び石塚一夫氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、監査等委員会の事務局を本店総務部に設置し、同委員会の職務の補助にあたらせております。
3. 取締役（監査等委員）中弥和美氏は、中弥和美税理士事務所の所長であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）織田研二郎氏は、株式会社関西みらいフィナンシャルグループ執行役員、株式会社みなと銀行常務取締役兼常務執行役員を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）石塚一夫氏は、日本郵船株式会社において海外拠点責任者を経験しており、事業経営に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

2025年6月27日開催の第95回定時株主総会において、小林英之氏が取締役（監査等委員であるものを除く。）に、石塚一夫氏が監査等委員である取締役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

② 退任

2025年6月27日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、古郡勝英氏及び嶋津清仁氏の両氏が取締役（監査等委員であるものを除く。）を退任し、丸山英聡氏が監査等委員である取締役を退任いたしました。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員が職務の遂行にあたり、取締役全員を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任追及を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬については、株主総会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役ごとに報酬限度額を決定しており、取締役会は、かかる決議を前提に取締役報酬制度の構築や改定にかかる審議・決定を行っており、その内容は「取締役報酬規定」として制度化しております。

個々の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬の決定に際しては、従業員給与とのバランス・取締役報酬の世間水準・経営内容、業績水準等を参考にし、従業員給与最高額を基準として役位別に決定することとしております。具体的には、在任中に定期的に支給する固定報酬と退任後に支給する退職慰労金により構成されております。また、取締役会は、後述の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任の結果を含めて、当事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役会の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第86回定時株主総会において年額1億3,200万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は6名です。また、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第86回定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2025年6月27日開催の取締役会の委任決議に基づき代表取締役吉田大介氏が取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、取締役報酬の決定基準に基づき算出された各取締役の月例の固定報酬額及び使用人兼務取締役の使用人分給与額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したことによります。

④ 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
	(千円)	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く)	71,683	59,254	—	12,428	6
監査等委員である取締役(うち社外取締役)	9,000 (9,000)	9,000 (9,000)	—	—	4 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記人員には退任者の数を含んでおります。
3. 上記退職慰労金12,428千円は、当事業年度において計上した引当金繰入額であります。
4. 上記のほか、2025年6月27日開催の第95回定時株主総会決議に基づき、退任取締役（監査等委員を除く。）2名、退任取締役（監査等委員）1名に対して79,500千円の役員退職慰労金を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況及び当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	中 弥 和 美	当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会10回すべてに出席いたしました。税理士としての財務・会計に関する豊かな経験や専門的な知識に基づき、監査等委員である取締役として中立的かつ客観的な観点から監督、助言を行うなど、意思決定や業務執行の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	織 田 研 二 郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査等委員会10回すべてに出席いたしました。企業経営における豊かな経験や金融取引に関する幅広い知識に基づき、監査等委員である取締役として中立的かつ客観的な観点から監督、助言を行うなど、意思決定や業務執行の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	石 塚 一 夫	2025年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回、監査等委員会6回すべてに出席いたしました。企業経営における豊かな経験や貿易・海運に関する幅広い知識に基づき、監査等委員である取締役として中立的かつ客観的な観点から監督、助言を行うなど、意思決定や業務執行の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

- (注) 1. 社外取締役中弥和美氏は中弥和美税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には、特別な利害関係はありません。
2. 社外取締役織田研二郎氏はみなとキャピタル株式会社の監査役及びみなとリース株式会社の監査役であります。当社と各兼職先との間には、特別な利害関係はありません。
3. 上記の取締役会出席状況に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員）中弥和美氏、織田研二郎氏及び石塚一夫氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

協立監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
10,000千円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
10,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

- 2. 当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容及び従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、当該報酬等は相当かつ妥当であることを確認のうえ、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断したとき、その他その必要があると判断した場合、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,735,630	流動負債	3,947,172
現金及び預金	1,052,451	支払手形及び営業未払金	1,191,140
受取手形、売掛金及び契約資産	1,676,190	短期借入金	2,146,145
立替金	778,995	リース債務	50,519
その他	228,243	未払法人税等	33,316
貸倒引当金	△250	賞与引当金	250,962
		その他	275,089
固定資産	9,588,126	固定負債	3,460,954
有形固定資産	4,495,784	長期借入金	2,449,679
建物及び構築物	2,496,545	リース債務	120,830
機械装置及び運搬具	80,759	長期未払金	8,343
工具、器具及び備品	11,534	繰延税金負債	830,600
土地	1,781,656	役員退職慰労引当金	38,850
リース資産	125,288	その他	12,650
無形固定資産	79,878	負債合計	7,408,126
借地権	34,560	(純資産の部)	
その他	45,318	株主資本	4,086,917
投資その他の資産	5,012,462	資本金	735,000
投資有価証券	3,268,157	資本剰余金	169,380
差入保証金	797,049	利益剰余金	3,189,611
退職給付に係る資産	381,050	自己株式	△7,074
その他	569,742	その他の包括利益累計額	1,828,712
貸倒引当金	△3,537	その他有価証券評価差額金	1,642,723
資産合計	13,323,756	為替換算調整勘定	44,743
		退職給付に係る調整累計額	141,246
		純資産合計	5,915,630
		負債・純資産合計	13,323,756

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
営 業 収 入		16,447,192
営 業 費 用		15,366,062
営 業 総 利 益		1,081,130
一 般 管 理 費		845,608
営 業 利 益		235,522
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	235,010	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	22,531	
そ の 他	83,961	341,503
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	87,854	
そ の 他	323	88,177
経 常 利 益		488,847
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	381	381
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	86	
リ ー ス 解 約 損	8,814	8,900
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		480,328
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	108,269	
法 人 税 等 調 整 額	9,932	118,202
当 期 純 利 益		362,125
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		362,125

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	3,684,352	流動負債	3,946,199
現金及び預金	1,001,205	営業未払入金	1,191,140
受取手形、売掛金及び契約資産	1,676,190	短期借入金	1,800,000
前払費用	29,641	1年内返済予定の長期借入金	346,145
立替金	778,995	リース債	50,519
その他	198,570	未払金	23,746
貸倒引当金	△250	未払費用	90,601
固定資産	8,964,793	未払事業所税	7,078
有形固定資産	4,494,750	未払法人税等	30,705
建物	2,491,447	前受り金	117,412
構築物	4,844	預賞与引当金	34,928
機械及び装置	60,751	その他	250,962
車両運搬具	20,007	固定負債	3,380,219
工具、器具及び備品	10,755	長期借入金	2,449,679
土地	1,781,656	リース債	120,830
リース資産	125,288	長期未払金	8,343
無形固定資産	79,802	繰延税金負債	749,865
借地権	34,560	役員退職慰労引当金	38,850
ソフトウェア	33,130	その他	12,650
電話加入権	12,111	負債合計	7,326,419
投資その他の資産	4,390,240	(純資産の部)	
投資有価証券	2,906,003	株主資本	3,680,003
関係会社株式	57,900	資本金	735,000
出資金	92,800	資本剰余金	170,427
関係会社出資金	83,056	資本準備金	170,427
長期貸付金	51,840	利益剰余金	2,781,650
破産更生債権等	3,537	利益準備金	183,750
長期前払費用	34,067	その他利益剰余金	2,597,900
差入保証金	797,049	買換資産積立金	119,985
前払年金費用	174,851	別途積立金	700,000
その他	192,672	繰越利益剰余金	1,777,915
貸倒引当金	△3,537	自己株式	△7,074
資産合計	12,649,146	評価・換算差額等	1,642,723
		その他有価証券評価差額金	1,642,723
		純資産合計	5,322,727
		負債・純資産合計	12,649,146

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(自 2025年 4月 1日)
(至 2026年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 入	16,447,192
営 業 費 用	15,366,062
営 業 総 利 益	1,081,130
一 般 管 理 費	855,554
営 業 利 益	225,575
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	650
受 取 配 当 金	246,551
そ の 他	82,700
	329,903
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	87,854
そ の 他	323
	88,177
経 常 利 益	467,301
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	381
	381
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	86
リ ー ス 解 約 損	8,814
	8,900
税 引 前 当 期 純 利 益	458,782
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	104,465
法 人 税 等 調 整 額	9,747
当 期 純 利 益	344,569

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

トレーディア株式会社
取締役会 御中

協立監査法人

神戸事務所

代表社員 公認会計士 岡田 憲二
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 水山 雅稔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トレーディア株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレーディア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

トレーディア株式会社
取締役会 御中

協立監査法人

神戸事務所

代表社員 公認会計士 岡田 憲二
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 水山 雅稔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トレーディア株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

トレーディア株式会社 監査等委員会

監査等委員 中 弥 和 美 ㊞

監査等委員 織 田 研 二 郎 ㊞

監査等委員 石 塚 一 夫 ㊞

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図



会場連絡先電話 078-391-7170